

固定資産税に関するお知らせ

課税明細書および納税通知書を 4月8日(金)に発送予定

納税者の皆さんに、固定資産税・都市計画税の課税内容を正しく把握していただくため、固定資産課税明細書をお送りします。

課税明細書は、所有者別資産の課税標準額が法定免税点(土地=30万円、家屋=20万円)以上の場合に、納税通知書の末尾に記載してお送りします。ただし、所有している資産の多い方は、納税通知書と別つづりの課税明細書を同封してお送りします。

なお、課税明細書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

固定資産縦覧帳簿の縦覧期間は 4月1日(金)～5月2日(月)まで

平成23年度の縦覧期間は、4月1日(金)～5月2日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分)で、固定資産税の納税者の方は、縦覧帳簿を無料で縦覧することができます。

縦覧帳簿には、市内のすべての土地の所在・地番・地目・地積・価格、家屋の所在・地番・家屋番号・構造・種類・床面積・価格・建築年が記載されており、ご自身が所有している資産と比較することができます。

ご希望の方は、税務課資産税係までお出掛けください。
※ただし、土地(家屋)のみの納税者は、家屋(土地)の縦覧はできません。

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳には、固定資産税・都市計画税の課税の基礎となる価格などが登録されており、納税者および借地・借家人などの方は、年間を通して固定資産課税台帳を閲覧することができます。手数料は、1件につき300円となります(ただし、前記の縦覧期間中は無料です)。

なお、借地・借家人などの方が閲覧する場合は、それを確認できる書類の提示が必要となります。

ご希望の方は、税務課資産税係までお出掛けください。

問い合わせ 税務課資産税係(内線176・177)

環境センターからの お知らせ

粗大ごみの収集について

粗大ごみを集積場所に出す場合は、電話での事前申し込みが必要で、申込期間は、毎月1日から14日までの間(土・日曜日、祝日を除く)です。収集日は月の後半となりますが、月ごとで変わりますので、申込時に確認していただき、指定日の朝8時30分までに住所・氏名を記入した用紙を張って集積場所に出してください。

粗大ごみとして出せる物は、不燃性粗大ごみ(自転車、電子レンジ、ストーブなど)です。また、可燃性の粗大ごみ(材質が主に金属以外でできているもの)は、ご自宅で分別し、小さくしてごみ袋に入れていただくか、直接環境センターへ搬入してください。ただし、50kgまたは1辺が1mを超えるものは、家庭か

ら出たごみであっても収集できませんので、直接搬入してください。

なお、大きさにかかわらず、家電リサイクル法の対象になっているエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機や業務用の機器類は、環境センターで受け付けすることはできませんので、販売店などに引き取りを依頼してください。

集積場所の管理・移動について

ごみの集積場所は、自治会などで清掃等の管理をさせていただいていますが、集積場所の移動は、その土地の所有者などの内諾を得てから、環境センターと調整してください。また、新設・廃止については、事前に環境センターと協議してから進めてください。

■問い合わせ 環境センター
(053)333251